



資料3

専門研修に係る特別地域連携プログラムの 連携先施設候補の考え方について

令和7年12月9日（火）

神奈川県健康医療局保健医療部

医療整備・人材課人材確保グループ

概要

- 日本専門医機構（以下、「専門医機構」という。）から都道府県あてに特別地域連携プログラムの連携先候補施設の情報提供依頼があった。
- 専門医機構からの依頼をもとに本県の連携先候補施設の選定に係る考え方についてお示しする。

特別地域連携プログラムについて

特別地域連携プログラムは、専攻医の増加が認められない東北地方等への偏在是正効果を期待し、令和5(2023)年度専攻医採用から導入された。地域偏在是正の実効性を検証しながら、改良を加えていく方向性としている。

- 医師が多い大都市圏で医師が抑制され、周辺県では増加している一方で、それ以外のシーリングの効果が認められづらい地域との連携プログラムとして日本専門医機構より提案された。
- 令和5(2023)年度から導入され、採用実績は、令和5(2023)年度：60名/287、令和6(2024)年度：42名/287である。
- 令和7(2025)年度専門研修におけるシーリング案に対する厚生労働大臣から日本専門医機構への意見として、地域偏在是正の実効性を検証しながら改良を加えること等を伝えた。

医師法第16条の10第1項に基づく厚生労働大臣から一般社団法人日本専門医機構への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること（医師法第16条の10関係）

○令和7年度専攻医募集におけるシーリング案について（抄）

- ・特別地域連携プログラムについては、地域偏在の解消や、専攻医が地域医療を経験できること等の目的を維持し、地域偏在是正の実効性を検証しながら、連携先の要件や研修期間等について改良を加えていくこと。
- ・令和6年度専攻医募集におけるシーリング案に対する厚生労働大臣の意見であった「特別地域連携プログラムの連携施設の候補の一覧を作成、公表する等、研修プログラム基幹施設が特別地域連携プログラムの連携先を検討、設定しやすいように配慮すること」について、速やかな対応を行うこと。

特別地域連携プログラムについて

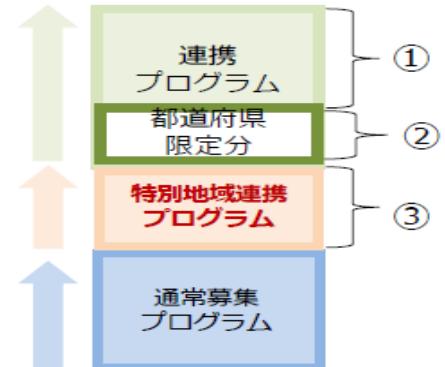
専門研修の連携プログラムにおける連携先要件及び区分の見直し（案）

令和7年度第2回 医道審議会
医師分科会 医師専門研修部会
令和7年7月24日

資料
3

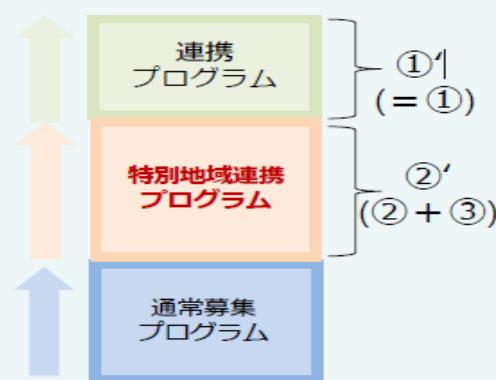
令和8年度

	区分	連携先	連携期間	採用数
①	連携プログラム (都道府県限定分を除く)	シーリング対象外の都道府県に所在する施設	1年半以上	・過去3年間の平均採用数の一定割合に満たない分 ・各プログラムの割合は、令和7年度のものを維持
②	連携プログラム (都道府県限定分)	足元充足率0.8以下の都道府県に所在する施設	1年半以上	
③	特別地域連携プログラム	足元充足率0.7以下の都道府県の医師少数区域等に所在する施設	1年以上	



令和9年度以降（案）

	区分	連携先	連携期間	採用数
①'	連携プログラム	シーリング対象外の都道府県に所在する施設	1年半以上	①と同様
②'	特別地域連携プログラム	足元充足率0.8以下の都道府県にあり、当該都道府県が候補とした施設	1年以上	②+③



見直し（案）のポイント

- ▶ 特別地域連携プログラムの連携先要件について、
 - ・足下充足率の基準を「0.7以下」から「0.8以下」に引き上げる
 - ・「医師少数区域」から「都道府県が候補とした施設」に変更
- ▶ 特別地域連携プログラムを連携プログラム（都道府県限定分）と統合する

※更新後の足下充足率を踏まえた対応
※地域ニーズや領域特性への柔軟な対応
※制度のシンプル化・意義を保つ目的

【参考】特別地域連携プログラムの連携先候補について

別表 令和9年度の特別地域連携プログラムの連携先等について

特別地域連携プログラムの連携先候補施設の考え方について①

○ 専門医機構が示した連携先施設の基本的な考え方

(ア) 原則として、医師少数区域に所在する施設を中心に候補を選定しつつ、都道府県が必要と認める場合は、それ以外の区域に所在する施設を選定できることとする。

(医師少数区域以外の施設を選定することが考えられる状況の例)

- ・ 医師少数区域に研修施設が存在しない。
- ・ 医師少数区域の施設に専門研修指導医が存在しない。
- ・ 医師少数区域に受入を希望する施設が存在しない。
- ・ 症例数が一定数確保されているなど、医師の研修により適したものとしてキャリア形成プログラム等に位置づけるなど、都道府県が指定した施設である。
- ・ 臨床研修指定病院である。
- ・ 地域医療構想調整会議等の議論に基づき、今後の医療提供体制を見据えて選定した施設である。
- ・ 重点医師偏在対策支援区域にある施設である。等

(イ) 令和8年度までに特別地域連携プログラム及び都道府県限定分において連携先となっていた施設は、引き続き連携先（候補）に含めることを基本とする。

特別地域連携プログラムの連携先候補施設の考え方について②

【本県の連携先候補施設（案）について】

- 専門医機構の示した「専門医機構が示した連携先施設の基本的な考え方」に基づき、連携先候補として回答することとしたい。

小児科：横浜西部 厚木 計10施設

脳神経外科：県西 計 4 施設

- ※ 上記のうち、受入可能と回答があった施設を専門医機構へ候補として回答する。

- また、小児科については小児科医師偏在指標のみではなく、医師偏在指標における医師少数区域である県西の1施設（小田原市立病院）を加えて回答してはどうか。

説明は以上です。